

令和6年度奨学金

ひたちなか市奨学生募集要項

ひたちなか市教育委員会

ひたちなか市では、奨学資金貸与条例に基づき、優良な生徒・学生で、かつ、経済的理由によって修学が困難な方に奨学資金を貸与し、有為な人材を育成することを目的として、奨学生を下記により募集します。

1 令和6年度奨学金について

令和6年4月に高等専門学校第4・5学年に在学している方、高等学校専攻科、専修学校専門課程（修業年限が2年以上のものに限る。以下同じ。）又は大学（専門職大学、短期大学及び専門職短期大学を含み、大学院及び専門職大学院を除く。以下同じ。）に在学している方について、修学に要する学資その他の費用に充てるための資金を貸与します。

○奨学金の額及び貸与時期・期間

区 分		奨学金の月額	貸 与 時 期・期 間
高等専門学校(第4・5学年)		20,000 円	令和6年6月下旬頃から貸与を開始します。 奨学金は四半期ごとに交付するものとし、貸与期間は在学する学校の正規の修業年限以内です。
高等学校専攻科		30,000 円	
専修学校専門課程		30,000 円	
大学	国立及び公立	30,000 円	
	私立	40,000 円	

2 資格

以下の全てに該当すること。

- (1) 令和6年4月に高等専門学校第4・5学年に在学している方、高等学校専攻科、専修学校専門課程又は大学に在学している方
- (2) 修学に要する学資その他の費用の支弁が困難であると認められること。（所得基準があります。別紙「ひたちなか市奨学生所得基準」参照。）
- (3) 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で出願者を現に監護するものをいいます。）が市内に住所を有している方であること。
- (4) 健康であり、人物・学業とも優れている方として在学する学校又は卒業した学校の長の推薦を受けた方（人物・学業・健康等が別紙「ひたちなか市奨学生推薦基準」の各項目に該当す

ることです。)であること。

※すでに入学準備金の貸与のみを受けた方でも、申請することができます。

※奨学生に決定した場合、市内在住の方から連帯保証人を1人及び国内在住の方から保証人を1人(各々独立の生計を営む成年者1人ずつ)を要します。

※連帯保証人は、市税を滞納しておらず、債務を保証できる所得のある方とします。採用決定後、市税の納税証明書等を提出していただきます。

※他の団体における奨学資金の貸与を受けている方は、原則として本市奨学生にはなれません。(給付型奨学金は併給できます。)

3 出願手続

推薦基準及び所得基準に合致し出願を希望される方は、ひたちなか市教育委員会総務課へ書類を提出してください。

提出書類等は、令和6年4月10日(水)から教育委員会総務課(本庁第3分庁舎2階)で交付するほか、ひたちなか市ホームページからダウンロードできます。

※推薦基準に合致するとは(別紙ひたちなか市奨学生推薦基準参照)

人物・学業・健康等が推薦基準の各項目に該当すること。

※所得基準に合致するとは(別紙ひたちなか市奨学生所得基準参照)

生計を一にする世帯全員の令和5年分の合計所得から、表3の特別控除額を控除した額が、表1の所得基準額以下であること。

・給与所得者は、表2の計算式により得た金額を所得金額とする。

・給与所得者以外の場合は、所得税・住民税申告書、又は「所得(課税)証明書」における所得金額をそのまま所得金額とする。

4 提出書類

(1) 奨学生願書(出願者が作成してください。)

(2) 奨学生推薦調書(在学している学校又は卒業した学校に作成を依頼してください。なお、作成に時間を要する場合もあることに注意してください。)

(3) 在学証明書(令和6年4月に在学している学校のもの。発行でき次第、速やかに提出してください。)

※次のいずれかに該当する就学者の分を提出してください。

(ア) 出願者

在学証明書

(イ) 生計を一にする世帯内の高校生以上の就学者(出願者を除く。)

在学証明書又は学生証の写し

(4) 生計を一にする世帯全員の収入(給料等)の明細書等

① 令和5年分の所得についてその金額を確認できる下記の書類

下記(ア)又は(イ)の書類を必ず提出してください。

(ア) 給与所得者等…令和5年分源泉徴収票

(イ)農業所得者, 事業所得者等

・所得税申告の場合…令和5年分所得税確定申告書の写し

・住民税申告の場合…令和6年度住民税申告書の写し

(保護者については, 所得がない場合でも必ず住民税の申告をすること。)

②別紙ひたちなか市奨学生所得基準の表3の特別控除を受ける場合

特別控除額表右欄の証明書類等の要・不要により, 要の場合はその証明書類又はその金額がわかる書類を提出してください。

5 提出期間

令和6年4月10日(水)から令和6年5月17日(金)まで(期限厳守)

土・日曜, 祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までに, 必要書類を揃えて教育委員会総務課まで持参ください。

郵送の場合は令和6年5月17日(金)消印有効です。

6 奨学生の採用決定

教育委員会の審査を経て採否を決定し, 本人に通知します。

決定の通知を受けた方は, 誓約書及び連帯保証人に係る市税の納税証明書を提出してください。

7 奨学資金の交付

奨学金は, 四半期ごとに交付するものとします。貸与開始は, 令和6年6月下旬を予定しています。

8 奨学資金の返還

(1)返還期限

奨学金は, 無利息で, 学校の正規の修業年限が満了する日の翌月から6か月据置き後, 10年以内に年賦(年1回)半年賦(年2回)又は月賦(毎月)により返還していただきます。ただし, 全部又は一部を繰り上げて返還することができます。

※入学準備金と奨学金を併用した方は, 貸与額を合算して返還していただきます。

(2)返還猶予

進学, 傷病, 災害その他特別の理由により返還が困難な場合は, 本人等の申請により相当の期間その返還を猶予することがあります。

(3)返還免除

貸与を受けた方が, 死亡又は心身障害のため労働能力を喪失した場合は, 返還未済額の全部、又は一部の返還を免除することがあります。

9 その他

(1)緊急申請

奨学金については, 上記2の(2)~(4)に該当し, 下記の緊急を要する場合にあっては, 申請を随時受け付けます。

① 主たる家計支持者の収入が病気, 事故, 死亡又は失業等により減少した場合

② 火災, 風水害, 震災等の災害により当市又は出願者の居住地が災害救助法等の適用を受け, かつ, 著しい被害を受けた場合又はこれに準じる程度の被害を受けた場合
詳しくは「ひたちなか市奨学生募集要項(緊急申請分)」をご参照ください。

(2) 奨学資金返還支援制度

ひたちなか市では, 奨学金の貸与を受けて大学等を卒業し, 市内の対象職種や中小企業等において就業している方又は就業見込の方に対し, 返還を行っている奨学金返還金の一部を補助する制度を実施しています。詳細につきましては, 市ホームページ「ひたちなか市奨学金返還支援補助金について」のページ等をご参照ください。

10 問い合わせ先

〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号
ひたちなか市教育委員会総務課
TEL 273-0111 内線 7306